

# 動物愛護推進員の活動支援

# 動物愛護推進員の活動状況

平成27年度の活動状況報告書の詳細は別紙のとおり

## 目立った意見

- ・飼養者の高齢化に関するもの
- ・活動しやすいチラシの作成を要望するもの
- ・行政と推進員との連携に関するもの

## 推進員への活動支援（H24.12月までの検討内容）

### （1）困難事例への対策について

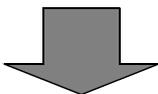
県の姿勢を示すガイドライン等を作成し、「飼い猫は屋外に出さない」「野良猫は地域猫にする」「犬はノーリードで散歩させない」といった適正飼養に関する基本的な事項を示すこと。

### （2）地域における連携の推進について

当初は、健康福祉センターが招集・調整してミーティングを開催し、後々、中核推進員が自主的に開催することができる体制づくりを進めること。また、他管内推進員も、個人でやっている人も希望すれば参加できること。

### （3）その他の活動支援内容について

推進員名簿の公表に関しては、時期尚早であるので見合わせる。



## H28年度 事務局案

- （1）県主催で、地域ごとの推進員と動物愛護ボランティアに参加を呼びかけ、地域勉強会（仮称）を開催し、困難事例情報を共有し、対応を検討する。
- （2）推進員の活動を進める上でガイドラインの策定が望ましいと考えられる事項については、県にて策定を検討する。
- （3）推進員の活動を進める上で必要となるパンフ等については、改めて必要部数の調査を実施し、配布する。
- （4）推進員にチラシ等のアイデア募集をし、現場の視点から使いやすいものを作成する。